

(下線部は修正部分)

## 1 計画の位置づけ

- 瀬戸内海の環境の保全を図るため、国の「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき策定
- 令和3年6月瀬戸内海環境保全特別措置法の改正及び令和4年2月「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更を踏まえ、現行の県計画を見直し

## 2 現状と課題

- 瀬戸内海の水質は、これまでの取組により改善
- 気候変動や海洋プラスチックごみ等の新たな課題が顕在化
- 一部の水域では、栄養塩類の不足等によるノリ類・ワカメの色落ちや生物の生育する場となる藻場・干潟が減少



## &lt;方針&gt;

- 現状の良好な水質は維持
- 内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組を促進
- 「海域ごと」、「季節ごと」のきめ細やかな栄養塩類管理や藻場・干潟の保全等の「里海づくり」を推進

## 3 目指すべき将来像

山、川、里、海の水循環・物質循環を一体的に捉え、県民総ぐるみによる、水質が良好で、多様な生物が生育できる、未来につなぐ！きれいで豊かな「とくしまのSATOUMI」の実現

## 4 計画の期間

概ね10年  
(概ね5年ごとに施策の進捗状況を点検し、見直し)

## 5 基本的な施策

## I 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

- 水質総量削減制度の実施による汚濁負荷削減
- 工場・事業場との連携のもと、海域へ栄養塩類を供給する実証実験に着手し、長期的な視点から、栄養塩類供給方策を検討

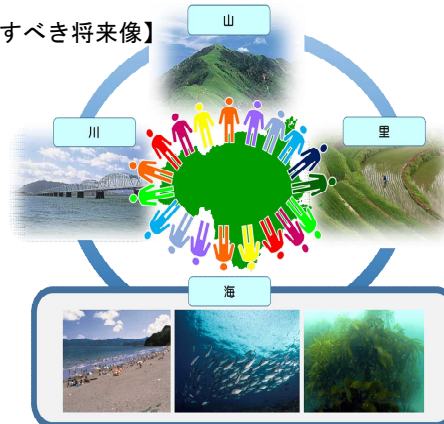
## II 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

- 自然公園等の保全、文化財等の保護
- 原則として、「砂利採取法」による海砂利採取は認めない方針
- 砂地畑に必要な手入れ砂について、引き続き研究実施

## V 基盤的施策の着実な実施

- 山、川、里、海の一連の水循環・物質循環を一体的に捉えた、子ども達への水環境教育の充実
- 徳島県湾・灘協議会による県内の多様な主体との連携強化
- 里海情報サイトの整備・情報発信による県民への意識啓発の強化
- 瀬戸内海関係府県を含む広域的な連携

【目指すべき将来像】



未来につなぐ！きれいで豊かな  
「とくしまのSATOUMI」



## III 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実現に向け、海岸漂着物等の発生抑制の啓発
- 徳島県海岸漂着物対策活動推進員」を核としたボランティア活動の活性化
- プラスチック代替素材の利活用の促進 ・ワンウェイプラスチックごみの削減

## IV 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究の推進

- 脱炭素に向けたブルーカーボン創出に関する研究の推進
- 施肥技術による栄養塩類管理の推進 ・水環境のモニタリング・調査研究の推進